

(第3期)尾道市L P ガス使用事業所支援金交付要綱を次のように定める。

令和7年9月17日

尾道市長 平 谷 祐 宏

(第3期)尾道市L P ガス使用事業所支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、L P ガス価格の高騰により経営に影響を受けた、市内でL P ガスを使用している中小企業者等に対し、影響の緩和を図り、事業の継続を支援するため、(第3期)尾道市L P ガス使用事業所支援金(以下「支援金」という。)を交付することについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) L P ガス 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第2条第1項に規定する液化石油ガスをいう。
- (2) 事業所 工場、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、病院その他の人及び設備を有し、継続的に事業活動が行われる場所をいう。
- (3) 中小企業者等 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者、一般社団法人、特定非営利活動促進

法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、農事組合法人、医療法人及び社会福祉法人をいう。

(4) 個人事業主 中小企業者等のうち、個人で事業を営むものをいう。

(5) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体（同項第4号に掲げるものを除く。）をいう。

（交付対象者）

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、中小企業者等、中小企業団体、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、その他これらに準ずるものとして市長が認めるものであって、かつ、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 市内の事業所における令和7年4月から同年9月までの任意の3か月における1か月当たりのLPガス平均使用量（以下「平均使用量」という。）が10立方メートルを超える者であって、かつ、引き続き市内で事業継続の意思がある者

(2) 代表者、従業員等が尾道市暴力団排除条例（平成24年条例第13号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を営む者でない者

（支援金の額等）

第4条 支援金の額は、次の式により算定した額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

平均使用量（ m^3 ）（小数点第2位以下切捨て）（平均使用量が10,000立方メートルを超える場合にあっては、10,000立方メートル）

$\times 15 \text{ 円} \times 6 - 450 \text{ 円} \times \text{LP ガスの契約数}$

- 2 次条の規定により申請した全ての者の前項の規定により算定した支援金の額の合計額（以下「合計額」という。）がこの事業の予算の額（以下「予算額」という。）を超える場合には、同項の規定にかかわらず、支援金の額は、次の式により算定した額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

前項の規定により算定した額／合計額×予算額

（交付の申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、（第3期）尾道市LPガス使用事業所支援金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、令和7年12月5日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 令和7年4月から同年9月までの任意の3か月におけるLPガス使用量が分かる書類の写し
- (2) 尾道市内で事業を営んでいることが分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 支援金の申請は、1事業者につき1回限りとする。

（交付の決定等）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当であると認めたときは、（第3期）尾道市LPガス使用事業所支援金交付決定通知書（別記様式第2号）によりその旨を当該申請者に通知するとともに、速やかに支援金を支払うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、支援金を交付することが不適当であると認めたときは、（第3期）尾道市LPガス使用事業所支援金

不交付決定通知書（別記様式第 3 号）によりその旨を当該申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 7 条 市長は、前条第 1 項の規定により交付決定をした者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付決定を受けたとき。
- (2) 支援金の交付後、支援金の交付要件を満たしていないことが明らかとなったとき。
- (3) その他市長が不適當と認めたとき。

2 市長は前項の規定による取消しをしたときは、（第 3 期）尾道市 L P ガス使用事業所支援金交付決定取消通知書（別記様式第 4 号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第 8 条 市長は、前条第 1 項の規定により支援金の交付決定を取り消したときは、既に交付した支援金の全部又は一部の返還を（第 3 期）尾道市 L P ガス使用事業所支援金返還請求書（別記様式第 5 号）により求めるものとする。

（報告及び調査）

第 9 条 市長は、支援金の交付事務の適正かつ円滑な実施を図るため、支援金の交付を受けた者に対し、必要な報告を求め、又は立入検査を行うことができる。

（委任）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 1 7 日から施行する。